

2010年8月26日

## 平成20年度ジェトロ実施事業に関する意見書

ジェトロ環境社会配慮ガイドラインに基づく、ジェトロの環境社会配慮実施に関する意見は以下のとおりである。

### 1. 貿易投資促進事業

各種事業や温室効果ガス排出削減、グリーン調達などの実施に関しては、概ねジェトロ環境社会配慮ガイドラインに則り遂行していると思われる。今後もCSRの観点から環境に関する規制や不確実性の高い分野に対しての注意喚起など、環境に影響が起きないように配慮して事業を実施されたい。

### 2. 案件形成調査事業

#### (1) 全体

案件形成段階における環境社会配慮として、ジェトロ環境社会配慮ガイドラインを適切に運用することが重要だが、円借款案件形成等調査、民活インフラ案件形成等調査ならびに石油資源開発等支援事業の調査において、プロジェクトの特性にもよるが報告書の記述内容の質に違いが大きいように思われる。調査の質の向上を図るようさらに努力して頂きたい。特に、下記の点を指摘しておく。

- 1) 重要な情報については、その根拠を掲載すること。
- 2) プロジェクトのステージの相違に留意しつつ、JICA/JBICのスクリーニング様式および環境社会配慮ガイドラインのチェックリストを活用すること。なお、円借款案件形成等調査においては、今後は、新JICAのスクリーニング様式を十分に活用して、環境項目に関して記述を行うことが望ましい。調査を実施していない項目については、その旨を明記すること。
- 3) 事業の必要性や緊急性及び妥当性について、将来的に慎重な検討を行うべきと考えられる大規模インフラ事業もある。
- 4) 財務分析の指標について様々なデータが用いられているが、指標の妥当性について財務分析の中で検討を加えることが望ましい。また、こうした検討が不足している場合、将来的に行われるべき事業の必要性や妥当性について検討の場が実施機関によつて的確に設定されるべきであり、これについて記述されていることが必要である。
- 5) 事業実施のスケジュール案に関しては、20△△年から20XX年までなどの具体的な表記ではなく、案件形成の初期段階であることから1年目から7年目までなどのスケジュール案になっている報告書もあり、このような表記方法が望ましい。

(2) 社会環境と人権への配慮

【ガイドライン第 I 部基本的事項 4.】

案件形成調査事業の中にミャンマー（ビルマ）が含まれていたが、2008 年度 ODA 白書によれば、日本政府は同国で民主化運動指導者が当局に拘束されて以来、新規の経済協力案件を基本的に見合わせている。また、民族間の武力紛争も続いており、こうした政治的・社会的制約に対して特別な配慮をすべきである。

(3) 調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

【ガイドライン第 III 部 1. (2) 2)】

- 1) 環境社会影響に関する情報把握が不足している。過去の類似案件に関する文献調査も含め、いっそうの情報把握を行うことが必要であり、調査が実施できない項目については、今後の調査提案について記すことが望ましい。
- 2) 社会影響の範囲が立ち退き限定されすぎているものがある。移転以外の社会影響についても調査の対象とすべきである。

(4) 他の選択肢との比較検討

【ガイドライン第 III 部 1. (2) 3) ①】

- 1) 全体として比較検討に関する記述が少ない。最低限、事業実施・非実施の比較を行うとともに、より詳細な比較を行わない場合はその理由を記すべきである。
- 2) 比較検討の際には、それぞれの選択肢の正負の影響を比較に含め、調査未実施の影響については、その旨記すことが必要である。

(5) ステークホルダーからの情報収集

【ガイドライン第 III 部 1. (2) 3) ②】

- 1) 想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集内容・方法を含む協議の結果を記述すべきである。
- 2) 通常、先方の事業実施機関が開催するステークホルダー協議では、プロジェクト実施により影響を受ける人々の代表や NGO の代表なども参加する「利害関係者」間の話し合いとなる。したがって、政府関係者のみが参加している協議会合など、参加者が限定されている場合には、読み手に誤解がないように、その旨を記すことが必要である。
- 3) 予備調査段階でのステークホルダー協議においては、住民をミスリードしない配慮が必要である。また、当該案件に関連する現地の環境社会配慮分野の NGO、コミュニティの代表や学識経験者についての活動概要に関する情報も記載に努めるべきである。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には記載する必

要がある。

- 4) 大規模な立ち退きが予想される場合など社会影響が大きいと考えられる事業においては、当該国の法制度の説明にとどまらず、その実施段階で過去においてどのような困難が指摘されてきたかを、文献やインタビューから明らかにして課題を抽出しておくべきである。

(6) プロジェクトの実施のために当該国（実施機関その他の機関）がなすべき事項

【別紙3 2. (4)】

- 1) プロジェクトの実施のために当該国がなすべき事項が記述されていない調査が見受けられたため、記述すべきである。
- 2) 調査終了後、予定される F/S の調査期間が非常に短いなど、案件実現までのスケジュールが適切でないものも見受けられた。とりわけ環境社会影響が大きいと考えられる案件については、十分な調査期間を設けることが必要である。

(7) その他

- 1) どのような分野の専門家が調査したのか判断できない報告書もあるため、調査の実施者の専門分野を記述してもらう必要がある。
- 2) 各国の法制度のみに言及している報告書が多いが、途上国政府行政の最大の課題である、環境社会配慮に関わる enforcement（執行能力）および法制度の実施状況についても言及すべきである。
- 3) 住民移転が数万人規模で発生しうるとしている案件が含まれているが、それらの事業に対する調査内容が不十分である場合がある。こうした案件については、ガイドラインで求められている事項について、契約段階での助言と報告書の精査段階でのチェックをより詳しく実施する体制を検討する必要がある。

以上

別添：各委員からの意見（参考資料）

本意見書を作成するにあたり、議論のベースとなった関連調査報告書の内容に基づく各委員のコメントを添付する。なお、これらのコメントは各委員の責任において記述された個人的見解であり、組織の意見を代表するものではないことを申し添える。

また、委員長は取りまとめに徹するため、個人としてのコメントは述べないこととした。